

公布された条例のあらまし

◇静岡県部設置条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

令和4年度の組織改編に伴い、くらし・環境部の分掌事務について必要な改正を行いました。（第2条関係）

2 施行期日

この条例は、令和4年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県立富士見学園の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

1 廃止の理由及び内容

静岡県立富士見学園の民営化に伴い、静岡県立富士見学園の設置及び管理に関する条例を廃止することとしました。

2 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県立職業能力開発施設の設置、運営及び授業料等に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

静岡県立工科短期大学校への移行に伴い、静岡県立沼津技術専門校及び静岡県立清水技術専門校を廃止することとしました。（第1条関係）

2 施行期日

この条例は、令和4年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県立農林大学校の設置、管理及び授業料等に関する条例を廃止する条例

1 廃止の理由

静岡県立農林環境専門職大学への移行に伴い、静岡県立農林大学校を廃止することとしました。

2 施行期日

この条例は、令和4年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県立学校設置条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

(1) 静岡県立夜間中学（ナイト・スクール・プログラム）設置基本方針に基づき、新たに静岡県立ふじのくに中学校を設置することとしました。（別表第1関係）

(2) 静岡県立高等学校第三次長期計画に基づき、静岡県立伊東高等学校及び静岡県立伊東商業高等学校を再編整備し、新たに静岡県立伊豆伊東高等学校を設置することとしました。（別表第2関係）

2 施行期日

この条例は、令和5年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県特別会計職員定数条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

静岡県立静岡がんセンターの診療機能の拡充等に対応するため、がんセンター事業職員の定数を1,176人から1,193人に改めました。（第3条関係）

2 施行期日

この条例は、令和4年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県教育委員会職員等定数条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等に基づき、職員の定数を次のとおり改めました。（第2条関係）

区 分	改正前	改正後
学校の職員	8,141人	8,059人
県費負担教職員	11,339人	11,272人

2 施行期日

この条例は、令和4年4月1日から施行することとしました。

◇職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

週休日に勤務することを命ずる場合に割り振ることができる勤務時間の見直しを行ったこと等に伴い、必要な改正を行いました。（第5条、第9条の3、附則第2項関係）

2 施行期日

この条例は、令和4年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正の趣旨等を踏まえ、必要な改正を行いました。（第2条、第2条の3、第3条、第24条、第28条～第30条関係）

2 施行期日

この条例は、令和4年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

(1) 国民健康保険法の改正に伴い、基金の処分の対象となる取崩しを追加しました。（第6条関係）

(2) その他必要な改正を行いました。

2 施行期日

この条例は、令和4年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県手数料徴収条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

- (1) 受益者負担の適正化を図るため、国が示す標準額の改定等に基づき、運転技能検査手数料の新設及び行政書士試験手数料等の額の改定を行いました。（別表関係）
- (2) 技能検定試験手数料の特例を改めることとしたことに伴い、必要な改正を行いました。（別表関係）
- (3) 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律の制定に伴い、畜舎建築利用計画認定申請手数料等を新設しました。（別表関係）
- (4) マンションの管理の適正化の推進に関する法律の改正に伴い、マンション管理計画認定申請手数料等を新設しました。（別表関係）
- (5) 静岡県盛土等の規制に関する条例の制定に伴い、盛土等許可申請手数料等を新設しました。（別表関係）
- (6) その他必要な改正を行いました。

2 施行期日

この条例は、一部の改正を除いて、令和4年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県建設事業等市町負担金徴収条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の制定に伴い、過疎地域林道整備事業等に関する市町の負担率を定めました。（別表関係）

2 施行期日

この条例は、令和4年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県個人情報保護条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止等に伴い、引用する法律の題名を改めるほか、必要な改正を行いました。（第2条、第3条、第6条、第34条の2関係）

2 施行期日

この条例は、一部の改正を除いて、令和4年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

- (1) 県と市町で協議が調った事務を令和4年度当初又は令和4年7月1日から県が処理することとしたこ

とに伴い、現在、市町が処理することとしている事務の削除をする改正を行いました。（別表第1関係）

- (2) 自然公園法等の改正に伴い、新たに市が処理することとなる事務の追加等をする改正を行いました。（別表第1関係）
- (3) 県と市で協議が調った事務を令和4年度当初から移譲することとしたことに伴い、新たに市が処理することとなる事務の追加等をする改正を行いました。（別表第1関係）
- (4) その他必要な改正を行いました。

2 施行期日

この条例は、一部の改正を除いて、令和4年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県水循環保全条例

1 制定の理由

静岡県水循環保全本部を設置するとともに、健全な水循環の保全に関する基本的施策、水源保全地域における適正な土地利用の確保を図るための措置その他必要な事項を定めることにより、健全な水循環の保全を図り、もって、県民生活の安定向上及び本県の経済社会の健全な発展に寄与するため、条例を制定しました。

2 内容

- (1) 健全な水循環の保全に関する基本理念を定めました。（第3条関係）
- (2) 県、事業者、土地所有者等及び県民の責務を定めました。（第4条～第7条関係）
- (3) 静岡県水循環保全本部の設置を定めました。（第8条関係）
- (4) 健全な水循環の保全に関する基本的施策を定めました。（第9条～第15条関係）
- (5) 水源保全地域における適正な土地利用の確保のために必要な事項を定めました。（第16条～第21条関係）
- (6) 罰則等を定めました。（第22条～第24条関係）

3 施行期日

この条例は、令和4年7月1日から施行することとしました。

◇静岡県貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

過疎地域等への看護職員の就業を促進するため、静岡県看護職員修学資金の返還債務の免除に係る期間等を見直したことに伴い、必要な改正を行いました。（第2条関係）

2 施行期日

この条例は、令和4年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県がん対策推進条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

民法の改正に伴い、必要な改正を行いました。（第11条関係）

2 施行期日

この条例は、令和4年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県国民健康保険事業費納付金条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令の改正に伴い、引用する省令の題名を改めました。（第3条関係）

2 施行期日

この条例は、令和4年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県盛土等の規制に関する条例

1 制定の理由

盛土等について必要な規制を行うことにより、土砂等の崩壊等による災害の防止及び生活環境の保全を図り、もって県民の生命、身体及び財産を保護するため、条例を制定しました。

2 内容

- (1) 盛土等が適正に行われるようにするため、県、盛土等を行う者、土砂等を発生させる者及び盛土等が行われる土地の所有者の責務を定めました。（第3条～第6条関係）
- (2) 盛土等に用いられる土砂等の環境上の基準を定め、基準に適合しない土砂等を用いて盛土等を行ってはならないこととしました。（第7条、第8条関係）
- (3) 面積が1,000平方メートル以上又は用いる土砂等の量が1,000立方メートル以上の盛土等を行う場合は、あらかじめ知事の許可を受けなければならないこととしました。（第9条、第10条関係）
- (4) 知事の許可を受ける場合には、盛土等が行われる土地の所有者の同意を得るとともに、周辺地域の住民に説明会の開催等により周知しなければならないこととしました。（第11条、第12条関係）
- (5) 知事は、許可の申請があった場合は、関係市町の長に通知し、盛土等の実施に関し、意見を聴くこととしました。（第13条関係）
- (6) 欠格要件、技術基準等の許可の基準等を定めました。（第14条関係）
- (7) 許可の内容を変更する場合には、あらかじめ知事の許可を受けなければならないこととしました。（第15条関係）
- (8) 許可を受けた者が行わなければならない届出等の義務について定めました。（第16条～第25条関係）
- (9) 許可を受けた者の相続人又は許可を受けた者から盛土等を行う権原を取得した者は、知事の承認を受けて、許可に基づく地位を承継することができることとしました。（第26条関係）
- (10) 知事は、災害の防止上又は生活環境の保全上必要があると認めるときは、盛土等を行っている者に対し、必要な措置を講ずること又は盛土等を停止することを命ずることができることとしました。（第27条関係）
- (11) 知事は、盛土等を行っている者が命令に違反したときや不正の手段により許可を受けたとき等は、許

可の取消し又は盛土等の停止を命ずることができることとしました。（第28条関係）

- (12) 盛土等に同意した土地の所有者は、定期的に、盛土等の状況を確認し、不適正な盛土等が行われていることを知ったときは、直ちに盛土等を行っている者に盛土等の中止その他の必要な措置を講ずることを求めるとともに、速やかに知事に報告しなければならないこととしました。（第29条関係）
- (13) 知事は、許可を受けた者が必要な措置を命ぜられたにもかかわらず、その措置を講じないときは、盛土等の状況の確認又は不適正な盛土等の報告を怠った土地の所有者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告し、さらに、勧告に従わず、かつ、勧告を受けた者に措置を講じさせることが相当であると認めるときは、必要な措置を講ずるよう命ずることができることとしました。（第30条関係）
- (14) 知事は、盛土等に用いられた土砂等の崩壊等により人の生命等に対する危険が生ずると認められる場合であって、必要な措置を命ぜられた者が必要な措置を講ぜず、かつ、盛土等の状況の確認又は不適正な盛土等の報告を怠った土地の所有者がないときは、確認又は報告を怠ったかどうかにかかわらず、土地の所有者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告し、さらに、勧告に従わないときは、相当と認められる範囲内で、必要な措置を講ずるよう命ずることができることとしました。（第31条関係）
- (15) 知事は、盛土等を継続することにより、人の生命、身体又は財産を害するおそれがあると認められる場合には、6月を超えない範囲内で、土砂等の搬入を禁止する区域を指定することができることとしました。（第32条～第34条関係）
- (16) 知事は、条例の施行に必要な限度で、盛土等を行う者等から報告を徴収し、職員に盛土等を行う者等の事務所等への立入検査等を行わせることができることとしました。（第35条関係）
- (17) 知事は、災害の防止上又は生活環境の保全上必要な措置を講ずること等を命じた場合には、その命令の内容を公表することができることとしました。（第36条関係）
- (18) 知事は、許可等をしようとするときに欠格要件の確認のため警察本部長に意見を聴くほか、条例の規定に基づく事務に関し、関係行政機関又は関係地方公共団体に対し、照会し、又は協力を求めることができることとしました。（第37条関係）
- (19) この条例と同等以上の効果が得られるものとして知事が認める内容を有する条例を制定している市町であって規則で定めるところにより指定するものの区域については、この条例の規定は適用しないこととしました。（第38条関係）
- (20) 知事の命令に違反した場合や許可を受けずに盛土等を行った場合等の罰則を定めました。（第40条～第45条関係）
- (21) この条例の施行の際行われている盛土等についての経過措置等を定めました。（附則第2項～附則第9項関係）

3 施行期日

この条例は、一部の規定を除いて、令和4年7月1日から施行することとしました。

◇静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

- (1) 民法の改正に伴い、必要な改正を行いました。（第3条、第10条の6関係）

- (2) 青少年のための良好な環境整備を図るため、知事の指定する団体が不相当と認めたものを有害興行又は有害図書類とする方式を導入することとしました。（第9条、第11条、第18条関係）
- (3) 青少年の保護を図るため、青少年に対しては罰則を適用しないこととしました。（第23条関係）
- (4) 多様な性の在り方を踏まえ、青少年に閲覧等させることが不相当な姿態を見直しました。（別表関係）
- (5) その他必要な改正を行いました。

2 施行期日

この条例は、一部の改正を除いて、令和4年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県ふじのくにづくり推進基金条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

新たな静岡県総合計画に基づき重点的に取り組む事業に要する経費に充てるため、条例の有効期限を令和8年3月31日に改めました。（附則第2項関係）

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇静岡県ワールドカップ開催記念基金条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

国際競技大会の開催によるスポーツ文化の醸成等の成果を次世代に継承し、スポーツの一層の振興を図るため、必要な改正を行いました。（題名、第1条関係）

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇静岡県美しく豊かな海保全基金条例

1 制定の理由

県の区域に属する海面及び汽水湖の環境保全に関する知識の普及及び活動の促進その他環境の保全に資する事業に要する経費に充てるため、静岡県美しく豊かな海保全基金を創設することとしました。

2 内容

- (1) 基金の積立額は、予算の定めるところによることとしました。（第2条関係）
- (2) 基金に属する現金の管理の方法について定めました。（第3条関係）
- (3) 基金の運用から生ずる収益は、基金に繰り入れることとしました。（第4条関係）
- (4) 基金に属する現金は、歳計現金に繰り替えて運用できることとしました。（第5条関係）

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇静岡県中小企業緊急金融支援基金条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

国の交付金を原資とした基金を活用して行う事業の実施期限を延長することとしたことに伴い、条例の有効期限を令和9年3月31日に改めました。（附則第2項関係）

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

消防団活動に協力する事業所等を有する法人等を支援し、円滑かつ安定的な消防団活動の確保を図るため、法人の事業税にあっては令和7年3月31日までに終了する事業年度まで、個人の事業税にあっては令和6年まで引き続き不均一課税を実施することとしました。（第3条、第4条関係）

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。